



## 職員の4月給与に係る 共済費等の控除誤りについて

南河内郡河南町において、会計年度任用職員の令和8年4月給与に係る共済費等の控除誤りがありました。対象は、本来控除すべきでない共済費等を過大に控除した24人(総額110,316円)、控除すべきであった共済費等を過少に控除した34人(総額215,586円)の計58人です。

### ■ 原因など

給与システムの年度切り替え作業において、共済費の算定基礎となる等級表に応じた標準報酬月額の設定が一部行われておらず、共済費等の控除誤りが発生しました。また、システムにより作成したデータの確認作業が不十分でした。

### ■ 今後の対応

共済費等を過大に控除した方については、差額を給与振込口座に返金します。また、控除できていない方については、次月給与支払い時に今回控除できなかった金額を加算し、清算します。

今後、このようなことがないよう適正な事務処理を徹底し、事務処理マニュアルの見直しやダブルチェックを徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

### 【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 政策総務部人事財政課  
TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691  
担当者:安達、三善 メールアドレス:jinji@town.kanan.osaka.jp